



中 山 清 ₹227-0062 横浜市青葉区青葉台2 松本ビル5F TEL 045 (984) 1551(K) FAX 045 (984) 3389

## (睦月) JANUARY

### 1日・元日 12日・成人の日

	一月一	一火一	一水一	一十一	金	-
۰	٠	٠	٠	1	2	3
4	5	6	7	8	9	<i>10</i>
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## ワンポイント ノーベル賞と税金

昨年、日本の3人の研究者がノーベル物理学 賞を受賞し話題になりましたが、その賞金につ いては、「ノーベル基金からノーベル賞として 交付される金品」は非課税とする税法の規定 があります。ただし、6つあるノーベル賞のう ち、経済学賞だけはスウェーデン中央銀行の基 金からの交付のため、この規定の対象外です。

## 1月の税務と労務

税/給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出

2月2日

2月2日

2月2日 国 税/源泉徴収票の交付、提出

国 税/12月分源泉所得税の納付 1月13日

(納期の特例を受けている事業所の7~12月

分は1月20日)

国 税/11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 2月2日 国 税/5月決算法人の中間申告

国 税/2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 2月2日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 2月2日

地方税/給与支払報告書の提出 2月2日

労務/労働保険料の納付(第3期分) 2月2日

(労働保険事務組合委託の場合2月16日まで)

平成 27 年 より 相続 • 贈与税

(1) 1 整月 る十直相 そこ 続 平 理 か b 七 L 5 年 0) が . 成 こてみ 開始 で、 が少 -一 行 月 わ 与 十 知される ま 今 なく、 かれ 税 Ŧî. まし 回 5 K は あ 0) 9 及税制改. たがて 項改 ŋ 適 て大幅 ませ 8 用 目 について今年 開 ん。 正 始平 温とな 成二 な見 で は て

> ました! それ (表 私1参照)。 下 げ



構 最 造高 での見直 の見でいる 引き上 げ と税 6 n

2

れ まし た。

ら

に億じ

以下

0)

人及 金額

9 円

e V

、ては税

率

き 超円 分

がび

· 五億

げ人

も大

バに 続

ル落

のたり 除

下

ブ

期 L

かれてきた結果、の地価上昇に対の地価上昇に対においては、地価が

相趣

13

9

11

品続税の

多基礎控

除

の

縮

小

た各取得

が

引円億続

上の超に

2のように

法定

相

応

水応

代割合が低下される

する等、

下して

7

0)

L

た基礎

控

(1) 3 度 小規模宅地 定 居 住 用 宅 等 地 ٥ 特 例 0) 谪 **ത** 拡 用 充 限

し㎡適つ続 た。 から 用い税 て、 で きる 特 限定価度居格 0  $m^{^{2}}$ 住 面 拡積用計 が宅 算い 大 特 <u>خ</u> 地 れ四等 例 まつのに相

(2)

相改 造

続控続正人除税の

基 容

一礎

比 額 0 内

が

程除額が六○三千万円に、

(2)

次○○法

H

べ

、ースの こうし

拡大と税率

0)

、見直しが見

行わわ

ħ

ました。

き

って課税べい。

再課

分 税

配機

能

が大きく低

た状状

い況を受

特定居: が「完全併用」 地等

相結形の其歴物段類

次 1 怕视忱V/圣诞注除银						
区分	改正前	改正後				
定額控除の金額	5,000万円	3,000万円				
法定相続人比例控除 の金額	1,000 万円× 法定相続人の数	600 万円× 法定相続人の数				

昭和50年以降の基礎控除額などの推移は、下表のとおりです。

年	基礎技	空除額	税率		
4	定額控除	比例控除	段階	最高税率	
昭50~昭62	2,000万円	400万円	14	5億円超	75%
昭63~平3	4,000万円	800万円	13	5億円超	70%
平 4 ~平 5	4,800万円	950万円	13	10億円超	70%
平 6 ~平14	5,000万円	1,000万円	9	20億円超	70%
平15~平26	同上	同上	6	3億円超	50%

相続税の速算表

法定相続分に応じた 各取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	_
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	40%⇒45%	1,700万円⇒2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円⇒4,200万円
6億円超	50%⇒55%	4,700万円⇒7,200万円

七三〇 ○ け ○ る ㎡ 限 b, は、 宅 定 まし 度 地 居 そ 等を併用 ま 面 住 完全併 た で 積れ 用 ぞれ 宅地 特 (三三〇) 最 例 用 大適 適 等 0) と特 適 用 が が ・ に が す 用 可る 面対 定 積象四お能場事 4

> 要相 件続

見時 直精 し算

課

税

制

度

の

適

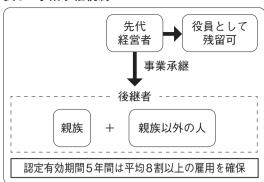
用

と合業なに用 に用

(2) (1)れが 孫 が受贈 ま 贈 六○歳以上に引き与者要件にある年 <sup>別</sup>加されまし 別者要件に二 まし に引き下  $\overline{\bigcirc}$ た。 歳 齢 以 - げら 上 0

1月号 — 2

### 表3 事業承継税制



改正前	改正後
①後継者を先代経営者	親族以外を後継者とす
の親族に限定	ることも可
②相続・贈与時の雇用	相続・贈与時の雇用の
の8割以上を「認定	8割以上を「認定有効
有効期間5年間 <u>毎</u>	期間5年間 <u>平均</u> 」して
年」確保	確保
③先代経営者は贈与時	「代表を退任」するだ
に役員を退任する	けで役員として残留可

他さ のれ二 者る○ に贈歳 適与以 用税上 さのの れ税直 る率系 税表卑 率表と、に 表 K がそ適

6 の件使贈 よのい与非 う緩勝税上 与税 な和手の場 改やを納株 率 正負良税 式 立が行 が担の が有予に Ó 見 わ軽る制 直 係 れました。 性減など表3 をため適用要 について、 のため適用要 別の用

な 7 ŋ Í 税続 の財 L た 特産 例に の係 見る 4 参 直譲 照 し渡 所 得

0

5

ど事

抜 業

本承

見継

直税

し制

0

要

緩

和

まに当て金額等し し対額の額のをた相 続の対者取場例あ 税譲応が得合にる 相渡す相費につ土 当しる続に譲い地 額た相し加渡て等な と土続た算所 を さ地税すす得土譲 れ等相べる金地渡

## 表4

#### ①特例贈与財産(20歳以上の直系卑属が受ける財産)の贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格			税率	控除額
		200万円以下	10%	_
200万円超	~	400万円以下	15%	10万円
400万円超	~	600万円以下	20%	30万円
600万円超	~	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超	~	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超	~	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	~	4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

#### ②一般の贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格			税率	控除額
		200万円以下	10%	_
200万円超	~	300万円以下	15%	10万円
300万円超	~	400万円以下	20%	25万円
400万円超	~	600万円以下	30%	65万円
600万円超	~	1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	~	1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超	~	3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超			55%	400万円

# 新年のご挨拶

h



明けましておめでとうございます。

本年1月より相続税の基礎控除額が引下げられることから、路線価は従来ど おりでも相続税の課税対象者の増加が予想されます。その一方、小規模宅地等 の減額特例の見直し(面積要件の拡充)により、税負担が緩和されるケースもあ りますので適用に注意が必要です。

本年は3年に一度の固定資産税の評価替えの年に当たります。固定資産課税 台帳に登録されている価格に不服がある場合は一定期間内に限り審査を申し出 ることができます。この申し出ができるのは評価替えの年だけですので期限に 注意して下さい。

4月以後取得する新車の軽自動車と、バイク(既存・新車問わず)の軽自動車 税が強化され、27年度以降の税率が1.25倍~1.5倍に引上げられます。軽自動 車の駆け込み需要を狙ってこの冬はメーカーの販売合戦が熱を帯びるでしょう。

増税が企業・家計を圧迫しますが、知恵を絞って乗り切るしかありません。 皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

親名義

の

建

に

象となる 增築資金相当 か りま 相当する建 移転させて共有とし 子供 i) 額 が 物の 支払 持分を親 つ た増築

た場合、 払合 者の たこととな 払わないときには、翌日、親が子供に対してもの所有物となります 増築部分は建 の の利益を受ける、親は子供か 与税の課税対 して対価を支 ず。 物の が この場 增 所有

とする。 の課税は 渡利益が 産 譲 ら子供に対する譲渡とな とはなりま の なお、 を譲 渡で 建 ための 物の 対象になります が生じるときは 渡した場 あ この ることから、 持分の せ 譲 場 脳渡及び! るの 合 移 転 親 な、 居住用 が 譲 か 渡所 財の有 得譲か供

子供が増築 た場合には、 たときの贈 贈与 の )課税対

# 所得税、贈与税が課されない 弔慰金の範囲

法人又は個人からの弔慰金で社会通念上 相当と認められるものは、所得税及び贈与 税が課されないこととされています。ここ でいう「社会通念上相当と認められるもの」 については具体的な金額が明らかではあり ませんが、相続税法基本通達3-20により 弔慰金等に相当する金額として取り扱われ たものについては、所得税及び贈与税が課 税されないと考えられます。

相続税法基本通達3-20の取扱いは、被 相続人の死亡により相続人等が受ける弔慰 金等が実質退職手当等に該当するかどうか 明確でないものについて、業務上死亡の場 合には普通給与額の3年分相当額を、業務 上の死亡でない場合には普通給与額の半年 分相当額を弔慰金等(相続税は非課税)と して取り扱い、これを超える部分を退職手 当金等(相続税の課税対象)に該当するも のとして取り扱うこととしています。